

米子市参加支援事業者公募に関する質問についての回答

番号	質問事項	回答
1	<p>人員体制の「支援コーディネーター」の「支援対象者と社会資源の調整を適切に行うことができる者」の解釈についてです。「発達障がい者・精神障がい者等の当事者会の運営に携わってきた者」や「発達障がい・認知症等の家族会の運営に携わってきた者」の中には支援対象者と社会資源の調整を適切に行うことができる者が少なからずいます。前記の「当事者会運営・家族会運営」に携わってきた者は、国家資格等がなくとも「支援コーディネーター」の役割を果たせると思いますので、市の見解を伺います。</p>	<p>支援コーディネーターについては、社会福祉士や精神保健福祉士など、より専門的なサポートを行える者の配置が好ましいですが、必ずしも国家資格の所持が必須要件ではありません。支援対象者と社会資源との調整を適切に行える実務経験が豊富な者を配置してください。</p>
2	<p>「支援コーディネーター」に関連する「ソーシャルワークの実務経験」について伺います。「ソーシャルワークの実務経験」に質問番号1の「当事者会活動」や「家族会活動」のようなボランティア活動は含まれると思いますが、給料をもらう専門職の業務のみがソーシャルワークで、ボランティア活動は含まれないとの見解なのでしょうか？ボランティアな活動抜きで（福祉専門職や福祉行政のみで）に社会から孤立した状態の人に対応するのは不可能に近いと思いますが、いかがでしょうか？（ソーシャルワーカーなら資格必要と思いますが）</p>	<p>ソーシャルワークの内容について、給与や報酬が発生しない活動も実務経験と考えて差し支えありません。</p>
3	<p>重層的支援の参加支援に関して、「支援する側」と「支援される側」に分かれると、お互いの信頼関係構築が上手くいかない要因になると考えます。「支援する側」と「支援される側」に分けない方が「参加支援事業」の原則的なスタンスとしては妥当だと思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>貴団体の考えを否定するものではありませんが、業務仕様書内「3 委託事業の内容」に示す通り、受託者は支援対象者と社会資源等との調整を行うことを重点とした事業ですので、ご質問にある「支援する側」、「支援される側」という立場に必ずしもあてはまるものではないと考えています。</p>